に定める個数に一・五を乗じて得た個数。以下この号において同じ。）以上であるときにあつては当該同表の下欄に定める個数、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにあつては当該設置個数に、それぞれ一・六立方メートル（ラック式倉庫のうち、等級がⅢ又はⅣのものであつて第十三条の五第五項第四号の規定により水平遮蔽板が設けられているものにあつては二・二八立方メートル、その他のものにあつては三・四二立方メートル）を乗じて得た量とすること。

防火対象物の区分			個数
令第十二条第一項第一号から第四号まで及び第九号から第十二号までに掲げる防火対象物	令別表第一(四)項に掲げる防火対象物及び同表十六項イに掲げる防火対象物のうち同表(四)項の用途に供される部分が存するもの（法第八条第一項に規定する百貨店であるものに限る。）		十五（高感度型ヘッドのうち、有効散水半径が二・六のものにあつては十二、有効散水半径が二・八のものにあつては十一）
	その他のもの	地階を除く階数が十以下の防火対象物	十（高感度型ヘッドのうち、有効散水半径が二・六のものにあつては八、有効散水半径が二・八のものにあつては七）
		地階を除く階数が十一以上の防火対象物	十五（高感度型ヘッドのうち、有効散水半径が二・六のものにあつては十二、有効散水半径が二・八のものにあつては十一）
［略］	［略］		［略］
令第十二条第一項第六号及び第七号の防火対象物			十五（高感度型ヘッドのうち、有効散水半径が二・六のものにあつては十二、有効散水半径が二・八のものにあつては十一）
［略］			［略］

［二～五　略］

［2～4　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

に定める個数に一・五を乗じて得た個数。以下この号において同じ。）以上であるときにあつては当該同表の下欄に定める個数、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにあつては当該設置個数に、それぞれ一・六立方メートル（ラック式倉庫のうち、等級がⅢ又はⅣのものであつて第十三条の五第五項第四号の規定により水平遮へい板が設けられているものにあつては二・二八立方メートル、その他のものにあつては三・四二立方メートル）を乗じて得た量とすること。

防火対象物の区分			個数
［同上］	［同上］		十五（高感度型ヘッドにあつては、十二）
	［同上］	［同上］	十（高感度型ヘッドにあつては、八）
		［同上］	十五（高感度型ヘッドにあつては、十二）
［同上］	［同上］		［同上］
［同上］			［同上］
［同上］			［同上］

［二～五　同上］

［2～4　同上］

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際、現に型式承認を受けている閉鎖型スプリンクラーヘッドに係る型式承認は、改正後の閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

○総務省令第七十四号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十日

総務大臣　村上誠一郎